

岡山理科大学における研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山理科大学（以下「本大学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等、本大学において研究活動を行う全ての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本大学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、研究担当副学長をもって充てる。

(研究インテグリティを担う委員会)

第6条 本大学における研究インテグリティは岡山理科大学利益相反委員会（以下「利益相反委員会」という。）が担う。

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、研究・社会連携部に相談窓口を置く。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、利益相反委員会および大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則（令和6年5月22日 令和6年度第2回大学協議会）

この規程は、令和6年5月22日から施行する。